

衛 生

県内の医療施設は昭和32年3月末現在で、病院235、診療所2,096となつてゐる。この施設には、10,375名の医師、看護婦、薬剤師等がいて、県民の診療に当つてゐる。

又公衆衛生の向上、増進を図るための指導、取締をする機関として、17の保健所が設置されている。

昭和23年予防接種法が施行されて以来、腸チフス、パラチフス、ヂフテリヤ等の法定伝染病は定期的に強制接種を行つたため、患者の発生を減ずることができたが、「赤痢」は相変わらず多くの患者が発生し、法定伝染病患者の8割を占めている。

しかし、幸に抗生物質の出現により、これら伝染病患者の死亡率は年々低下して來た。

さらに、届出伝染病をみると、最も患者の多いのは「結核性疾患」である。しかし、日本の亡国病とまでいわれたこの病気も、患者が年々減少する方向に向つてゐることは喜ばしいことで、死亡率に至つては、急激に低下を示し、昭和20年の人口1万人に対し22.0であつたのが、昭和31年には4.7にまで下つた。

これは、健康診断による患者の早期発見、予防接種、新薬の発見、医療技術の発達、医療費の公費負担によつて減少したためである。

このように、結核による死亡者は年々減少していくが、逆に増加する傾向の死因がある。それは悪性新生物（がんの類）と中枢神経系血管損傷（脳卒中の類）であつて、全死亡者中占める割合をみると、前者が11.2%、後者が19.9%と高率を示してゐる。